

1 議事日程

〔令和元年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和元年12月6日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第82号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第83号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第84号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第85号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 議案第86号 令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第87号 令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
”	笠 利 毅 議員	”	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	濱 本 泰 裕	健康福祉部長	友 田 浩
市民課長	池 田 俊 広	税務課長	森 木 清 二
納税課長	花 田 善 祐	環境課長	中 島 康 秀
人権政策課長兼 人権センター所長	行 武 佐 江	国保年金課長	高 原 寿 子
福祉課長	田 中 縁	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源 之 進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援 センター所長	白 田 美 香		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	吉 開 恭 一
書記	高 原 真 理 子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小畠真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第82号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について

○委員長（小畠真由美委員） 日程第1、議案第82号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） おはようございます。

議案第82号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き令和2年度から3年間にわたりルミナスの指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その理由といたしましては、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団がこれまで行ってきた管理運営面において十分な実績を有していること、及び男女共同参画の啓発事業を初め資格取得事業、就職支援事業、趣味・教養事業など多種多様な事業を展開し、男女共同参画の推進と女性の自立支援に関する拠点としてふさわしい役割を果たしているからです。

このような各種事業を円滑に運営していくには、これまで培ってきた経営のノウハウや実績を有している公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定することが効果的と考えております。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おはようございます。

ルミナスの指定管理者の指定に関してなんですけれども、平成29年4月に改定された指定管理者制度運用ガイドラインをもとに質問させていただきます。

ガイドラインによると、指定管理は原則として公募によるものとされています。したがって、現在非公募により指定管理を行っている施設も変更にあたっては公募への移行ができないか検討することというふうに定められています。今回どのような検討がなされたのか、それがいつ誰によって、どのような部署によってということでもいいですけれども、その検討がなされたのか、それが1つと、もう一つ、その検討にあたってどのような論点があったのか、今若干の説明がありましたけれども、非公募にすることができる場合というのはガイドラインに掲げられている4つの場合に限られると思うんですけれども、今回はその4つ目、その他特別な事情があると市長が認める場合だと思います。公募によらないとした具体的な理由の説明をお願いします。

先ほどの説明だと実績があったということでもありますけれども、ほぼ3年前に更新を行ったときと同じような説明なので、この3年間何が変わってきたか、何が望めるかということがちょっと先ほどの説明ではよくわからない点になるかと思えます。

また、その際市長の決裁がとられていると思えますけれども、それはいつのことだったのか教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） ご質問の中の市長の決裁についてなんですけれども、こちらは令和元年今年の10月に市長の決裁をもらっております。

この3年間なんですけれども、建物がかなり古いですので、そういった中の例えばホールがかなり薄暗い感じだったのでLEDにかえたりとか、そういうのもルミナスの職員のほうからいろいろ提案をいただいて進めてまいりましたし、本の貸し出しとか、部屋の利用とか、そういうのもあちらの職員さんたちが地道な努力でいろいろ新しくきれいにやっけていただいております。そういう実績も踏まえてこの3年間努力をしていただいているという観点から人権政策課の中でも論議しましたし、経営企画課とかも含めたところで各指定管理を行っている課の課長さん方とも情報交換をしながら協議した結果、もう一度財団のほうにということの結果になりました。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今のご回答で、いつその検討が始められたか、行われたかということが、結論が出たのは市長の決裁ということではわかるんですけれども、いつごろからその検討を開始されていたのかということをお教えいただければ。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 済みません、私が4月1日にこちらの課長になりまして、その前のことはちょっと詳しくはわからないんですけれども、今年度になりまして幾たびか内部課の中

でも話し合いましたし、先ほど言いましたとおり、財団のほうにお願いしているよその課長さん方とも話し合って進めてまいりました。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（笠利 毅委員） いいです。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 施設の管理の状況についてお伺いしたいんですけれども、今若干ご説明ありましたルミナスの職員の方からのご指摘、ご要望で一部改善しているということでしたが、実は私たち議会のほうにも市民の方から公共施設が適切に管理されているのかという疑問が寄せられておりまして、例えば職員の方には専門の電気とか機械とかの職員の方がいらっしゃらないんで、実はその指定管理者のほうから上がってきている報告書に対してきちんとチェックができてないんじゃないかというような疑問を持たれている市民の方が実は多数おられます。そこら辺でこのルミナスについてはもう建築以来築40年以上たっているというところでもかなり悪いところがいっぱい出てきている中で、なかなかその指定管理の皆さんも四苦八苦しながら施設を運営していらっしゃると思うんですけれども、そこら辺の施設の管理状況の報告及び担当課のほうのチェックの状況が適切に行われているのかということについてももうちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 最近の例でしたら、例えばルミナスに関してですけれども、男性トイレの一部から虫が出てくるというのがあって、小虫が出てくるというのがあって、ルミナスの方が、不衛生ですから、ちょっとサランラップの大きいみたいなのできれいに囲って虫が外に飛び出してこないようにというのをされてあって、もうそういうご連絡がありましたので、私たちが見に行って、こうしましょう、ああしましょうという話し合いをやったりとか、委員さんおっしゃられるとおり、かなり古いですから、大雨が続いて降るとちょっと雨漏りがあったりとか、そういうのも連絡がありましたらすぐ職員が行きまして、状況を確認しまして業者さんをお願いして、部分的ですけれども修繕はやっております。

それとあと、例えば自動ドアの点検とかコピー機とか空調設備の点検なんかは年間で計画を立てて年に2回とか3回とかって業者さんをお願いして点検はやっていただいております。

あと、マットですね、足元のマットとかもルミナスのほうで業者さんと契約を結んで定期的にかえていただいたりとか、そういうことはやっていただいております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 適切に管理されているということなんですけれども、なかなか担当課職員の方も専門業者じゃないというところで上がってくる報告書に対してなかなかチェックを入

れるというのは非常に難しいと思われるんですけども、そこら辺は、その市民の方が気にしていらっしゃるの、報告書の内容をしっかりとチェックが行き届いているのかと、ただ上がってきているからというところによしとしているんじゃないかというところを気にしていらっしゃると思いますので、そこら辺、その書面のチェックだけじゃなくて実際の現場もしっかりやっていたきたいというご要望を受けましたので、さらにその施設の管理が行き届くようお願いしたいと思います。

○委員長（小畠真由美委員） 要望ということでよろしいですか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 今トイレの中から虫が出てきたりするという話の中でサララップを何でかぶせているんですか。

○委員長（小畠真由美委員） 人権政策課長、どうぞ。

○人権政策課長（行武佐江） サララップみたいな透明の何かビニールみたいなやつを男性用の便器にぐるぐるって巻いて、下のほうから何かちっちゃい虫が湧いてくるということで、それは撤去しましょうということになったので間もなく工事は入ると思うんですけども。

○委員長（小畠真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） その虫が上がってくるというのはちょっと私もそういう設備関係の仕事しているんでわかるんですけども、あれは要するに床がタイルで多分排水溝があると思うんですね、あれ洗ったときの。その排水溝のトラップの、トラップって、その輪みたいになったところが水がなくなるとそこから虫が上がってくるんですよ。あれはにおいどめにもなっているんですよ。だから、そういう専門の業者が管理しているのかということでしたね、今言ったの。だから、それをわかっている方がしているとそこにまず目が行くんですよ。それとか、そういう便器の周りから水が出るならその周りにそういうコーキング材を打って虫が上がってこないようにするとかという形のそういう専門業者が管理しているのかということなんですよ。それはどんなものなんですか。どこまでの管理業者がしているのかなというところ。

○委員長（小畠真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 済みません、どういった業者さんが管理されているか、確認されているかまではちょっと把握しておりません。これから工事に入りますので、状況を確認して何らかの方策をとりたいと思います。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） どういう業者が管理しているかわからないということ自体がちょっと問題かなと思いますけれども、だからその電気にしても設備にしてもそういうことをわかっている方が管理することでそういうのが防げると思うんですね。だから、そのチェック用紙にどういう形の中で業者が入っているというのはやっぱり把握してもらっていないといけないのかなとは思いますがけれども。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 回答はいいですか。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 多分トイレの一個一個の機器についてまでは、ちょっと確認します。

○委員長（小島真由美委員） 原因究明とか、予防保全というか、そういった管理のあり方についてという全般的なご質問だったと思いますけれども、そこら辺は要望という感じで調査研究も含めてお願いをしたいということでもよろしいでしょうか。

笠利委員、どうぞ。

○委員（笠利 毅委員） 今の件なんですけれども、トイレの清掃等を再委託していないのであれば明確にはわからないというのもあり得ることなのかもしれませんけれども、その場合はちょっと素人が管理しているということにもなりかねませんけれども、先ほど言及したガイドラインによれば、再委託をする場合には事前に市のほうとの文書による確認のようなものが必要だということになっているので、確認してくださるということだったので、それに基づいて確認していただければなと思います。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） 回答されますか。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） トイレの掃除は毎日あちらのルミナスの職員さんたちがなさっております。掃除を業者さんが入ってというのはいないです。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） この後の議案第83号にも関連する部分があるのかなと思いますけれども、まず先ほど人権政策課長の説明の中で引き続きということ提案のほうを述べられておりますけれども、結局これ非公募の随意選定という形で進めるということでもまず基本理解しておいてよろしいのかどうか、そこをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 今回に関しては非公募ということです。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） では、その随意選定の経過に至ったところの公表、市のホームページ等での公表という部分については、9月議会にも総務文教常任委員会において委員と経営企画課長との間でその点について議論されている経過がございます。選定の客観性、透明性の確保等の観点から積極的に公表するというようなことが書いてあるということをお求められております

ので、それで経営企画課長も今後検討というようなことも答弁されておりますので、それに基づいて担当課がやられるのか、経営企画課が主導になるのかわかりませんが、可決後についてはきちんとその辺のところの手順について経営企画課のほうと詰めて作業をしていただきたいということを、これは要望です。お願いしておきます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 話を聞けば聞くほど施設の状況の悪さが非常に伝わってくるんですけども、今回公募によらないということでこの文化スポーツ振興財団のほうも、この悪い施設をこの状況で引き受けるというのは非常に負担があるというか、リスクがあると思っています。それで、これから3年間、今の状態でもこういう状況、トイレについても。これから3年間、公募によらないというこの指定管理者、文化スポーツ振興財団さんがこれを引き受けるということは非常にこれからこの施設をいろいろな手当てをしていくんだと思うんですけども、だましだまし使っていくのは非常に大変だと思うんですけども、例えば公募によると、公募によって手を挙げた業者さんは現場のほうを見ます、見た段階でこの状況じゃできませんよという形で辞退することも可能なんですけれども、文化スポーツ振興財団さん、これ指定されてすごい大変ですよという形になるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺についてその相手さんのほうはどういうふうに言っているんでしょうか、今わかれば。

○委員長（小畠真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 引き受けていただけるというようにお返事はいただいています、ただまだ決定してないからですね。だましだましというわけじゃないんですけども、どうしても古いですから修繕箇所はルミナスに限らずどちらの施設も問題になっていると思うんですけども、何とか前向きに頑張っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員） ほかに。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 最初お尋ねしたのは、選定に至るまでの検討、過去の実績にかかわるような質問であったわけなんですけれども、これから3年間に関して言えば、これもガイドラインにもあったような内容なんですけれども、市民のためにもこれからの事業計画であるとか、藤井委員が先ほど言われたことにも少し関係しますけれども、事業内容であるとか事業計画、財団の理念であるとか、そういったものを積極的に公表していくことが求められるというふうにあったと思います。

選定にするに当たってこれから3年間というものをどのように運営していくかということについて財団のほうからも何かしらあったと思うんですけども、私たちが9月の段階でいただいているのは今年度の事業計画なので、更新以降のことは何もわからない状態なんです。何か今後3年間で財団としてこのように運営していくというものが示されているのであればそれ

をお尋ねしたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） まだ具体的に来年度、再来年度という細かい計画は話し合っておりませんが、ルミナスというのは男女共同参画の推進のための拠点になりますので、今後ますます進めていかなければならない点だと思っておりますので、双方で話し合っ、利用してある団体の方、それから男女共同参画の市民ネットの方とか、皆さんと話し合っ、よりよいものをつくっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ということは、ルミナスの設置に関する条例によると、その指定管理者が行う事業、業務の中にそうした施策にかかわる事業といったものは具体的には書かれてないんですね、老人福祉センターのほうは入っているんですけども。今の話からすると、そうすると今後3年間については市の人権政策課のほうかどのように今後3年間の市の施策を打っていくかということと、むしろ強くかかわってそれに協力してもらうような形でルミナスの運営をしっかりとやっていただくというようなスタンスというのかな、というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） はい、そうです。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 簡単に確認すれば、運営内容に関しては財団というよりはむしろ市のほうがルミナスに関してはということでしょうかけれども、リーダーシップというか、主体性を持ってやっていきたいというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 私どものほうからは、リーダーシップをとってというか、男女共同参画としてこういうことを皆市民の方にPRしたい、皆さんにこういう講座を開いて意識の向上を図りたいとか、そういうことをお伝えしまして、双方でも話し合いながら、例えば講座も男女共同参画セミナーというのを年間何回か開いていただいていますし、先ほど最初述べましたとおり、女性の就職支援、そういう講座とか、能力開発とか、起業とか、そういうので講座を開いていただいたりとか、それと別にまた趣味の講座、ヨガだったり、お料理だったり、書道だったりとか、そういうのも含めたところで年間計画を立ててやっていただいております。今後もそういう形で、さらにいろいろな皆さんの希望を聞きながらやっていきたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

私のほうから若干皆さんの質問等をお聞きしながら、これは質問等ではないんですが、政策の運営と公共施設のあり方というか、その管理運営という2つの側面からのご意見とか質問だ

ったと思うんですけれども、特にこの公共施設のあり方について各委員非常に懸念するところがあるというような内容でございました。横断的な取り組みの中でこの公共施設のあり方も考えていく中で、その横断的な窓口の一つの中で人権政策課長のほうから今出た委員からの質問等をまた加味しながら、これから公共施設のあり方等の中での議論に添えていただきたいというふうに私のほうから要望いたします。

ほかに、出尽くしたようではございますけれども、ご意見というか、質問等がなければ討論に入りますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員(笠利 毅委員) 賛成の立場で討論はいたしますが、思ったところをちょっと述べておきたいと思います。

基本的に私が聞いたのは、指定管理に至る手続をどのような形で明確な形でやってきていたのだろうかという疑問が大きいですけれども、建物自体が古くなってこの先どうなるかはっきり見通せないという情勢がある中でいろいろ難しい判断はあるかとは思いますが、選定に至る過程をもう少し早目に、かつこの場ではもっと具体的に言えるように努力していただきたいなと思います。注文だけつけて賛成討論としておきます。

○委員長(小島真由美委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第82号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第83号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第2、議案第83号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齡者支援課長（川崎純一） 議案第83号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を令和2年度から3年間にわたり老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その理由といたしましては、当施設は総合福祉センターと建物が一体であり、配電盤やその他安全管理に関する設備を共有しており、災害発生時等には一体となった対応が不可欠な状況であること、また老朽化が著しく、これまで同様の安全な施設の管理運営を図るためには施設細部までを熟知していることが選定条件であると考えます。このようなことから、運営に関してあらゆる面で細やかなノウハウを有している社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を指定することが効果的であると考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 老人福祉センターの件で、先日利用者の方からの電話があつて、風呂場のトイレが詰まって流れないという苦情がありました。協議会のほうにも電話したけれども、なかなか来てくれなかったということで私に電話があつたので、協議会のほうに電話して、一応早く修理をしてくれということの中で修理は終わったんですが、その中であそこの建物自体がもう古いのと外部の汚水ますが、もう40年前のますになればますの中に木の根が張るんですね。その木の根が張ったのにそういうティッシュとかそういうのが詰まって流れなくなったということです。だから、その管理者がどこまでの管理をしているかというのが問題なんですね。だから、そういうもう古い建物、外部のそういう汚水ますとかというのは今みたいな新しいますじゃないんで、もうコンクリますとか竹のますだから、そのすき間から根が入ってきてその根が張っちゃうんですね。そこで詰まることをわかった人間がそういう管理をしているのかというのが一つ問題があつて、それをわかってやるのであれば全体的なそういう掃除をさせないとまた同じことの結果が生まれると思うんですね。だから、協議会のほうはどういう業者を使ってどのような管理を一緒にしているのかというのがお聞きしたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 高齡者支援課長。

○高齡者支援課長（川崎純一） 今言われた汚水ますとか、いろいろます等の詳細な部分、どこまでというところの分は細かい分までは把握できていない部分はございますけれども、清掃等に

つきましてはシルバー人材センターのほうに社会福祉協議会のほうから委託をしまして、清掃業務等を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 基本的には、先ほどルミナスに関して聞いたことと同じこととお伺いしたいんですけども、これも非公募による選定ということだったので、それでも一応移行ができないかどうかを検討することはなされていると思うので、それいつどこで誰がそうした検討を行ったのかということと、あと非公募にする場合の要件が4つあると先ほど言及しましたけれども、老人福祉センターもその4番目のその他市長が特別な事情があると認めた場合かと思っていたのですが、先ほどの説明だと、社会福祉協議会と建物が一体化しているからだという理由であったかと思うんですが、非公募、あえてそれを選んだ理由というのは改めて4つでいえばどこに当たるものなのかということをお教えください。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この非公募の要件につきましては、ガイドラインのほうの4項目、これにつきましてはもうどれかと言われますと、先ほどの特別な事情があるというところに該当すると考えております。

また、指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条の中で、施設の性格上とか、そういうことによる場合に公募によらないということができるといふような形になっておりますので、一体化の部分につきましてはこの施設の性格等に該当するといふふうにも判断をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 改めていつごろそうした検討をするというんですか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） これは、今回もう指定管理の期限が切れるというふうなことがありまして担当のほうではもう今年度に入りまして協議をさせていただきまして、先ほど人権政策のほうからもありましたように、10月の市長決裁に向けまして協議をさせていただき、先ほど述べた理由等によりまして、公募によらない形でいくべきだろうというふうなところで判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 公募によらない社会福祉協議会を指定管理者に指定するという事については、建物の構造的なものというのを中心にご説明をいただいたんですが、私が気になるのは、運営のほうをちょっとお話ししていただくと思うんですけども、例えばこの老人福祉センターでの事業、高齢者福祉というところでどういう事業をやっているかがどういうふうになっているかというところについて、こちらのほうをご説明いただかないと、建物が一体であるというところで管理的にここがいいんだよというだけじゃなくてその建物の中で行われている事業について評価が高いというところで、あわせて社会福祉協議会を指定するという流れだと思うんですけども、このソフト的な部分についてご説明をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この老人福祉センターにつきましては、相談業務だったり、レクリエーション等、高齢者の健康福祉増進をというふうなところを目指すという形になっている施設でございます。これにつきましては、実際に相談事業であったり、かなり固定化してしまっているところはもちろんございますけれども、毎日老人福祉センターに来ることを楽しみにしている利用者が多いというふうなこともございますので、そしてまたその内容等の評価につきましては、前回いろいろご指摘をいただいた中で毎月いろいろな報告書を出していただくように見直しをさせていただいておりますので、その中で評価をしていくことに今後はなりますけれども、これまでもそれなりに利用者のほうから老人福祉センターに楽しみに来ているというふうな意見等もいただいている部分でございますので、十分その運営につきましては評価できるものというふうな判断をしているところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） こちらも賛成の立場で討論をしますが、ルミナスに関してもそう思ったのですが、指定管理をするに当たってその建物の老朽化という現実がいろいろな点で足かせになっているのが2つの議論を聞いてだんだん浮き彫りになってきたなという感じがしております。おのずと費用対効果というようなことを考えていくとどんどん悪化していくんじゃないかというふうに懸念をもちますので、どのような事業がどのような効率で行われているかということは今後引き続き常に検証し続けてほしいなど、要望だけつけ加えて賛成の討論としておきます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第83号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時36分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第84号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第3、議案第84号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(田中 縁) 議案第84号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は35ページ、36ページ、今回は1枚しかございませんけれども、新旧対照表の1ページをごらんください。

今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令における災害援護資金貸し付けの償還に関する規定が一部改正されたことに伴いまして、本市条例の第15条第3項を改正する必要が生じたものです。

法のほうの主な改正内容につきましては、1点目で、やむを得ない理由がある場合に償還金の支払い猶予が可能となったこと、2点目として、償還免除の要件として破産が追加されたこと、3点目として、償還免除等に関して市町村に資産、収入等を調査する権限が付与されたことなどでございます。これらの条項が入った本法の改正がありましたので、対応する第15条第3項を改正しております。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第84号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時38分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第85号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第4、議案第85号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は14ページ、15ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費について執行部の説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長(菊武良一) 3款1項1目、細目061生活困窮者自立支援関係費、23節償還金利息及び割引料の229万7,000円の増額補正につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、平成30年度生活困窮者自立支援事業の確定により超過交付となりました国庫負担金を返還するものです。内訳といたしましては、生活困窮者自立相談支援事業費の超過分26万6,000円と、住居確保給付金の超過分203万1,000円の合計229万7,000円の精算返還金でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） じゃあ、進めます。

次に、同項4目障がい者自立支援費、030障がい者自立支援給付事業費から次のページ、033障がい児通所支援給付関係費までについて説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 続きまして、3款1項4目障がい者自立支援費、細目030障がい者自立支援給付事業費の増額補正についてご説明申し上げます。

障がい者自立支援給付事業費につきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの給付に要する費用でございます。今回補正をお願いするものは、まず20節扶助費、扶助費全体で9,773万円のうち介護訓練等給付費9,573万円につきましては、昨年度の上半期と比較いたしまして介護訓練給付費の利用件数が増えていることによるものでして、主に共同生活援助、グループホームのサービス及び就労継続支援関係のサービスの利用が増加しております。

次に、身体障がい者・児補装具給付費200万円の増額につきましても、昨年上半期と同様、給付申請が増えていることによるものでございます。

関連しまして、歳入についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

11ページのほうで国庫負担分2分の1といたしまして、15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の2つ目になります。障がい者自立支援給付費負担金4,886万5,000円、それから県費分4分の1といたしまして、下のほうになりますが、4つ目の枠、16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金2,443万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

恐れ入りますが、15ページにお戻りください。

次に、23節償還金利子及び割引料の76万4,000円についてご説明いたします。この分は障がい者医療給付費の国庫負担金と県費負担金それぞれの精算返還金でございます。平成30年度年間所要見込みによりまして概算交付を受けておりました負担金の実績報告を行った結果、返還が生じたものでございまして、国庫負担金の精算返還金が50万9,000円、県費負担金の精算返還金が25万5,000円となっております。

続いて、16ページ、17ページをお願いいたします。

032障がい者地域生活支援関係費の13節移動支援事業委託料420万円の増額につきましてでございます。こちらも昨年度の上半期と比較いたしまして、障がい者の移動支援サービスの利用件数が増えてきておりますことによるものでございます。

次に、19節福祉ホーム運営費補助金18万7,000円についてご説明いたします。これにつつま

しては、障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業のうちの一つでございます。家庭環境、住宅事情等の理由により在宅で生活することが困難な障がい者について低額な料金で居住施設を利用してもらうことにより地域での生活を支援する事業でございます。市町村が実施主体とはなりますが、実際には居住施設である福祉ホームを運営する社会福祉法人等に対象経費を補助することで事業を実施いたします。これにつきまして、本年6月からこの制度を利用して入居する対象者1名が出ましたため、新たに補助金を交付する必要が生じたので、今回補正をお願いしております。今年度につきましては、10カ月分18万7,000円でございます。補助金の交付対象は、福祉ホームを運営する社会福祉法人で、年度末に入居月数の実績報告を受けてから補助金を交付することになります。

次に、20節扶助費につきましてご説明いたします。特別障がい者手当等95万4,000円及びその次の重度障がい者福祉手当96万円につきましては、当初の見込みから新規申請や転入等による手当の受給対象者の増加によりまして不足が生じる見込みとなったため、増額をお願いするものでございます。

次に、033障がい児通所支援給付関係費、20節扶助費の障がい児通所支援給付費7,950万円についてご説明いたします。障がい児の通所支援サービスに係るものでございますけれども、民間事業者ですとかNPO法人等の運営による障がい児の通所支援事業所が近年増加しておりまして、これに伴い利用者や利用者1人当たりの利用回数が増加しております。これも当初予算で不足を生じることが見込まれたため、補正をお願いするものでございます。

これらの歳出につきまして、歳入について関連してご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

先ほどご説明いたしました障がい者地域生活支援関係費の13節移動支援事業委託料と19節福祉ホーム運営費補助金の歳入につきましては、国庫補助分2分の1といたしまして2枠目、15款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の2つ目、地域生活支援事業費補助金2分の1、219万3,000円、県費補助金4分の1につきましては一番下の枠になります、16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金109万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、20節の特別障がい者手当等の歳入につきましては、国庫負担分4分の3といたしまして、もう一度一番上の枠に戻っていただきまして、15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉負担金の一番上、特別障がい者手当等負担金4分の3、71万5,000円を計上いたしております。

最後に、障がい児通所支援給付費の歳入につきましては、国庫負担2分の1としまして同じ枠の社会福祉費負担金の3つ目、障がい児通所支援給付費3,975万円、それから県補助分の4分の1といたしまして4つ目の枠、16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の2つ目、障がい児通所支援給付費4分の1、1,987万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） まず、単純な質問なんですけれども、細目030、20扶助費の介護訓練等給付費のところと、次のページの032の委託料、移動支援事業委託料なんですけれども、昨年の上半期と比べて増えたというような説明だったかと思うんですけれども、割合にしてそれぞれどれぐらい増えている、およそでいいんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 割合というか、金額で比較をしておりますけれども、よろしいでしょうか。

介護訓練等給付費につきましては、サービスメニューがかなり10幾つかあるんですけれども、主に先ほど申し上げました、例えば共同生活援助で約900万円、就労支援の関係で例えば就労移行支援サービスで800万円、就労継続のB型のサービスで1,500万円ぐらい増えておりますので、歳出の伸びとしてはかなりの割合にはなると思います。済みません、パーセンテージまでちょっと出しておりませんが、6カ月でこれぐらいの伸びですので、その後特に就労以降とか就労継続などはそれぞれのどのサービスにつきましても毎月毎月出てくるものですので、それに近い形であと下半期ある程度伸びていくだろうということで予測をして補正をさせていただいております。

それと、移動支援事業につきましても、パーセンテージまでは出してはおりませんが、特にこの分につきましては、例えば社会参加ですとか、余暇活動ですとか、そういうことにつきましても、障がい福祉のサービスの計画を一人一人にそれぞれ出しまして月に何時間使えると、そういうのを決めていきます。その中でご要望として使う時間を増やしたいという要望は確かに最近特に多くなってきておりますので、社会参加、外出支援、そういうことの支援ということになりますので、特にこの分は見通しとしては今後も増えていくのかなということはあると思っています。伸びる傾向にはあります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） その伸びる傾向がどれぐらいなのかはちょっと疑問に思ったのでお聞きしたんですけれども、伸び率みたいなのはよくわからなかったんですけれども、後で昨年の数字とも比べてみますので、ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 033障がい児通所支援給付関係費についてお伺いします。

これ当初予算に比べて20%ぐらい増えているんですけれども、今ご説明では、利用者数、利用回数が増えているというところでもかなり増えているという状況だと思うんですが、この支援

事業に関してそもそもこれ利用回数とか利用額の限度額とか、そういうものが何かないんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 限度額とか回数はそれぞれの一人一人の支援サービスの計画をつくりますので、その中で一番マックスは例えば児童の通所の放課後デイサービスとかでありましたら平日ですね、月に22日とか23日程度、学校が終わった後、放課後のデイサービスですので、その日数がマックスになります。それに何日行かれるかはその方それぞれの個人個人の状況とか事情、そのサービスの希望によってそのマックス20、例えば22日のうちの何日使うとかというのはそれぞれによって違います。その計画相談は相談支援の事業所とご本人と家族とか、そういうところで話し合いながら決めていきますので、放課後デイサービスを毎日行きたいというご希望があれば基本認めて、認めてというか、そういう計画相談で上がってまいりますので、後は利用実績について請求に応じて負担するということになります。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 関連して、各施設で提供されているサービスの内容なんですけれども、具体的にどのようなサービスが受けられる形になっているんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 通所のほうの就学前の子どもさんたちが行かれる児童発達支援につきましては、まずは療育ですね、それぞれの障がいの状態によってできられることとかも違いますので、療育が基本です。あと、日常生活の中でいろいろできることを増やしていったりとか、趣味、興味関心のあることについてその指導員の方たちがそこそこによって、施設によって得意なことというのがありますので、例えば音楽とかをやられたりとか、体を使うことをやられたりとか、いろいろ事業所さんによってそれぞれの特性を出して利用者を集めてあるというふうな形になると思います。

放課後デイにつきましても、状況としては同じようなものではあります、市内に限りませんので、市外、大体近隣の行ける範囲ですね、学校が終わって、放課後デイとかは送迎がありますので、行ける範囲でそれぞれが行きたい、どういうサービスをやっているというのを選びながら皆さん通所の事業所を選んであります。内容は非常にさまざまあります。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） これ金額がかなり大きいんで、これ申請等々の実態ですよ、ここら辺の行政側のチェックというのは何かしら働いているものなんじゃないかな。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 利用日数等につきましては、もう最終的にはこれは医療費のような形で国保連合会に報告が行きまして、そこから請求が来るというものになっていますので、その時点で一旦報告が上がる時にある程度チェックはかかると思います。

それと、施設事業所さん自体については、今県の障がい福祉課のほうに障がい福祉サービス指導室というのができておまして、平均大体月に1施設か2施設程度県内ずうっと回って、一応実地指導というのをされております。太宰府市のほうも大体月に1カ所か2カ所は実地指導で今回ここに入りますというふうなところで一応市のほうにも報告が来ます。

○委員長（小嶋真由美委員） 済みません、関連してよろしいですか。

事業所さんは今太宰府市で何件になりましたですかね。

福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 太宰府市のほうで児童発達支援、就学前の方が使われる分が7カ所です。それから、放課後デイサービスは14カ所になります。ちなみに筑紫地区全体で児童発達支援が37カ所、放課後デイサービスは84カ所ございます。

以上です。

○委員長（小嶋真由美委員） 市内、市外とその利用者さんの太宰府市ばかりではなくて市外も使っているというような、半々で使っているのか、太宰府市の事業者を使っている、太宰府市の方が太宰府市の事業所を使っているのかという、その傾向みたいなものをわかれば教えてください。

福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） 一応今年度の8月の分で資料を出してきておりますけれども、市内の施設、使ってらっしゃる施設が全部で27あります。それは太宰府市内に限らず近隣、それから福岡市内とかもございましてけれども、そのうちで上位2つはやはり太宰府市内ですね。それから、市内7カ所を上位半分、利用日数でカウントしているんですが、上位半分の中に市内の施設は全て入っております。

○委員長（小嶋真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 関連することなんですけれども、ここは昨年も友添課長さんが詳しく説明してくださったので気になって今年も見えていたんですけども、今年予算額が前年度予算額に昨年のこの時期に加えられた補正額を大体足したぐらいの数字の当初だったと思うんです。今年、約3.5億円ぐらいだったと思うんですけども、それが2年さかのぼるとその前が3.3億円、その前が2.2億円、その前が1.6億円なんで、来年も恐らく伸びることが、3.5億円に今回の約0.8億円を足すと4.3億円ですけれども、それ以上に伸びることが見込まれると思うんです。

事業者数の数のことで昨年も今年も、筑紫地区でちなみにという話がありましたように、ある程度その傾向的にほかの市と比べたりすることで予測ができるものかもしれないという気もするんですが、来年について何かしらの見込みを持たれているのであればお聞かせいただきたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（田中 縁） これにつきましては、近隣、それから多分全国的な傾向だと思います。

最近新聞によく各種の議案が出ますけれども、障がい児福祉費幾らの補正というのが各紙で出ていたと思っております。筑紫地区も大体前年比で120%から130%ぐらいの伸びというところでこのごろそういうデータの交換をしましたので、伸び率としてはそれぐらいまでいくのかなというふうには思っております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、次に進みます。

それでは、同項 8 目後期高齢者医療費及び 9 目国民年金費について説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 8 目後期高齢者医療費、細目060後期高齢者医療関係費、19節負担金補助及び交付金、福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の4, 153万円の増額についてご説明いたします。

後期高齢者医療保険制度における医療費の負担は、医療費総額の約 1 割を被保険者の保険料で、約 4 割を74歳以下の後期高齢者支援金で、残り 5 割を国、県、市が 4 対 1 対 1 の割合で負担することとなっており、市負担分がこの福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金でございます。

この負担金につきましては、当該年度に広域連合から通知されます概算額で支払い、翌年度に広域連合からの精算通知に基づき精算することとなっております。このたび平成30年度の後期高齢者医療給付費の確定に伴い広域連合から不足額の精算通知がありましたので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、9 目国民年金費、細目990国民年金事務費、13節委託料、電算委託料60万5, 000円についてご説明いたします。

これは、本年 4 月から導入されました産前産後の国民年金保険料免除制度における届け書の電子媒体化及び様式統一化に係るシステム改修費でございます。受け付け処理後のシステム改修は、平成30年度に実施し既に運用いたしておりますが、処理結果一覧表等について今年度補助事業となることが決定いたしましたので、改修をお願いするものでございます。

財源につきましては、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

15款 3 項 2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金、国民年金事務委託金60万5, 000円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 進めます。

次に、3款3項1目生活保護総務費及び2目扶助費について説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長(菊武良一) 続きまして、3款3項1目、細目060生活保護事務関係費、13節委託料の生活保護システム改修委託料75万7,000円の増額補正につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、生活保護進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携が来年度から開始されることに対応するため、生活保護システムを改修する必要が生じ、それに要する費用をお願いするものです。

なお、財源といたしましては、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

今回の歳出の増額補正に伴い、15款2項2目1節社会福祉費補助金、生活保護費補助金50万4,000円の歳入予算をあわせて計上いたしております。

続きまして、歳出に戻りまして、同じく23節償還金利子及び割引料の1,725万5,000円の増額補正につきましてご説明申し上げます。

いずれも平成30年度の事業確定に伴うもので、超過交付となりました国庫補助金等の返還金で、1つ目は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返還金で、内容といたしましては、研修旅費分の8万5,000円の超過分と、面接相談員の人件費分とレセプト点検費用の超過分3万6,000円の超過分の合計12万1,000円の精算返還金です。2つ目は生活扶助費等負担金精算返還金で、内容といたしましては、生活扶助費等の超過交付1,713万4,000円の精算返還金でございます。

続きまして、3款3項2目、細目060生活保護費、20節扶助費の保護施設事務費37万8,000円の増額補正につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、10月に田川郡香春町にあります救護施設梅寿園にホームレスの方を新たに入所させたことに伴い予算不足が見込まれますことから、増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源といたしましては、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

今回の歳出増額補正に伴い、15款1項1目6節生活保護費負担金の生活扶助費等負担金28万4,000円と、16款1項1目5節生活保護費負担金9万4,000円の歳入予算をあわせて計上させていただきます。本来生活保護費に係る財源といたしましては、国の負担分の4分の3のみが財源となるのですが、今回は対象者の方がホームレスの方ということで太宰府市内に帰先がありませんので残りの4分の1を県が負担することになり、市の負担は発生いたしません。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは、進めます。

次に、18ページ、19ページ、4款1項1目保健衛生総務費及び2目保健予防費について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長(安西美香) 補正予算書18ページから19ページ、1目保健衛生総務費、細目050健康づくり推進費57万2,000円について説明いたします。

増額の内容としましては、2つの事業を計上しております。まず、骨髄等移植ドナー助成金14万円についてですが、骨髄等の移植ドナーの経済的負担の軽減を図ることで骨髄の提供を行いやすい環境を整備し、骨髄等移植の促進を図るものでございます。白血病や再生不良性貧血などの疾患により骨髄等の移植を必要とする人は全国で毎年2,000人にも及びますが、ドナーとなる人の骨髄の提供に当たっては健康診断、骨髄の採取等に7日から10日程度の通院や入院が必要となっており、その間の休業補償等は行われておりません。このたび福岡県において令和元年7月19日に補助制度が創設され、市町村が行う骨髄等移植ドナー助成に対する補助が開始されましたところから、各自治体の助成事業の創設が急務でありますことを鑑み、筑紫地区5市で時期を統一して事業を開始するものです。

続きまして、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援助成金43万2,000円について説明いたします。

AYA世代とは15歳から39歳の思春期・若年成人の世代を指しますが、末期がん患者の在宅療養については、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者では介護保険制度が利用できますが、AYA世代に対しては支援制度がなく、介護サービスを受けることができません。この事業はAYA世代の末期がん患者及びそのご家族が安心して地域で療養生活を送ることができる環境を整備するため、訪問介護や福祉用具の貸与、購入等に対する費用の助成を行うもので、福岡県でも重点施策として令和元年7月19日に補助金の要綱が施行され、8月1日から適用されることとしたため、それにあわせ筑紫地区5市でも事業を開始するものです。事業の対象者は、40歳未満の末期がん患者で、訪問介護等の療養費について1カ月当たり6万円を上限としまして自己負担1割分を除く9割の費用について助成を行います。

これらの支出に対しての歳入でございますが、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

16款2項3目衛生費県補助金、骨髄等移植ドナー助成事業補助金7万円、小児・AYA世代がん患者生活支援事業費補助金21万6,000円を計上しております。補助率は、どちらも2分の1となります。

続きまして、補正予算書18ページ、19ページにお戻りください。

4款1項2目、細目050成人健康診査費896万円の増額について説明いたします。

13節委託料、健康診査等委託料につきましては、一般健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん等の各種がん検診の委託料になります。主な増額に理由としましては、昨年度から開始しました50歳以上を対象とした2年に1回の胃の内視鏡の受診率が今年度も昨年度に引き続き伸びておりまして、昨年度の同時期と比較すると、平成30年度の9月末までの受診者数が283人であったのに対して令和元年度9月末までの受診者数は333人と1.17倍伸びており、その後も伸び率は変わらず推移しておりますので、委託料の増額をお願いするものです。

説明は以上です。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 骨髄移植のドナー助成金の部分のところが中心になると思うんですけども、結局今回県の部分に伴って筑紫地区で統一して始めるということを説明ありましたけれども、今回提案されているのがもう助成金というか、事業の助成金ということですけども、これ新たに始められる上では啓発的な部分も必要なんじゃないかなと思いますけれども、そういった予算が今回は見受けられませんけれども、その辺についてはどういうふうにご考えておられますか。

○委員長（小畠真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 先進的に始められている久留米市さんとかみやま市さん、あと県のほうとも何回か会議を行った結果、大体病院のほうから啓発していただくのが一番いいのではないかなというようなことで、そこについてのご協力は県のほうからもしていただくことと、あと本市としましてはホームページとか、もちろんいろいろな相談事業の中とかでも啓発を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（藤井雅之委員） わかりました。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 小児・AYA世代がん患者在宅医療に関することですけども、今回その末期患者の在宅医療に関する支援ということでございますけれども、例えばがん患者に対する全般的な支援とか、ほかの方法の支援というのは何かあるんですかね、例えば国からとか県からとかおとりてきている分とか、市で検討している支援のあり方とか。

○委員長（小畠真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 県の事業としては、あとがんであっても妊娠を希望される方へのそういう妊娠・出産に対しての相談支援事業であるとか、あと市のほうとしてそこに銘打って

のご相談とかは特別ないんですけれども、全般的な健康相談等では保健師等がそういう相談を受ける場合もございます。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですか。

○委員（陶山良尚委員） はい。

○委員長（小畠真由美委員） 関連して、私のほうからもお聞きします。

このAYA世代のがんが今非常に増加しているということが今回大きな背景にもあって、特に女性が大半を占めているということで、乳がんと子宮頸がん、特に子宮頸がんについてはワクチン等のあれもあったんですけれども、副作用のことで一旦ちょっと後退をして非常にそれも懸念されている状態であるということもあります。そもそものこのAYA世代へのがんの啓発、がん予防の啓発であるとか、今回県からの補助としても温存ということで、今陶山委員のご回答からもありましたように、卵巣とか、卵子とか精子を温存をするというようなことというのは保険適用外なので、今回新しく事業として県も立ち上げて、その助成金も上限20万円か何かありましたよね。この件とかの周知とか、トータル的にAYA世代という名前も私たちも今日初めて聞くような感じなんですけど、この辺の周知についてはどんなふうにお考えなんですか。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今まで委員がおっしゃるように、この世代へのいろいろな啓発であるとか周知というのなかなか知られていなかったところなので、これを機会にいろいろな、通常市のがん検診を受ける世代であるとか、そういったところにも少しずつ啓発を進めていきたいと考えております。

○委員長（小畠真由美委員） 要望なんですけど、特に温存で新しい医学を使って妊娠させる力、妊娠する力をそのまま温存をして治療ができるというようなことも可能ですよということもお母さんたちの、AYA世代の方たちへの周知みたいなこともしていただきながら、そもそものがん予防についても広く徹底的にやっていただきたいという要望があります。済みません、そのことをお願いをいたします。

ほかによろしいですね。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 脊髄移植のドナーの件ですが、今度新たに補助金がつくわけですが、例えば何か太宰府の中でそういうドナーの方が提供するという方なんか情報は入ったりはないわけですね。

○委員長（小畠真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 直接そのドナー提供するに当たってというご相談はまだ受けたことがないんですけれども、市の中では啓発として国保年金課とも連携しながら、保険証等を配付するときにそういう骨髄ドナーとか臓器移植の提供の啓発であるとか、あと市の健康フェスタの中では福腎協さんといまして腎臓の透析とかをされている方の団体のほうからもそ

うふうな資料等を、パンフレット等を一部啓発用にいただきまして、そういう中で幅広い年代に今そういうパンフレットをお配りしたりしているところです。

○委員（船越隆之委員） 終わります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 質疑を終わりますが、今1時間経過しましたがけれども、このまま続けて審査に入ってもよろしいでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、続けます。  
議案第85号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第85号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。  
したがって、議案第85号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時20分〉  
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第86号「令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第6、議案第87号「令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり、一括議題とします。
補正予算書24ページ、25ページをお開きください。
執行部の説明を求めます。
国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 議案第86号「令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億802万1,000円を追加し、予算総額を73億2,139万6,000円にお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出予算のほうからご説明いたします。

補正予算書30ページ、31ページをお開きください。

まず、歳出の6款2項1目、細目001はり・きゅう助成費119万4,000円につきましてご説明いたします。

これにつきましては、はり・きゅう治療を受けられた国民健康保険被保険者に対し施術に要する費用の一部に助成を行っているものでございます。この助成額が増加傾向にあり予算の不足が見込まれることから、増額の補正をお願いするものでございます。

次の7款1項1目、細目001基金積立金6,328万1,000円につきましてご説明いたします。

平成30年度決算における歳入歳出差し引き額は1億802万2,641円となっております。このうち今回の補正予算計上に必要額を差し引いた残りを財政調整基金積立金として積み立てるものでございます。

次に、9款1項1目、細目001一般被保険者保険税還付金210万円についてご説明いたします。

これにつきましては、過年度分の国民健康保険税を申告や移動により納付後に税額が減額となった場合に納付超過となった国民健康保険税を還付するものでございます。今年度高額な還付が発生しましたため、既に予算の不足が生じており、増額の補正をお願いするものでございます。

次に、9款1項2目、細目001保険給付費等交付金償還金3,867万4,000円についてご説明いたします。

これにつきましては、平成30年度中に交付されました保険給付費等交付金のうち普通交付金につきまして精算が完了し超過交付が判明いたしましたので、県に返還するものでございます。

次に、9款1項2目、細目004特定健診等負担金償還金28万円についてご説明いたします。

こちらにつきましても、平成30年度中に交付されておりました特定健診等負担金につきまして精算が完了し超過交付が判明いたしましたので、県に返還するものでございます。

次に、9款1項2目、細目005その他償還金249万2,000円についてご説明いたします。

国財政調整交付金償還金163万8,000円につきましては、平成31年2月に会計検査院による平成31年次会計実地検査が行われ、平成28年度、平成29年度に交付されました特別調整交付金の算出に一部誤りがあるとの指摘を受け国に返還を行うものでございます。国特定健康診査等負担金償還金42万7,000円及び県特定健康診査等負担金償還金42万7,000円につきましては、平成29年度の特定健康保険等負担金について自主点検の結果、前年度との重複請求が判明したもの

で、国、県それぞれに自主返還するものでございます。

次に、歳入予算をご説明いたします。

28ページ、29ページをお開きください。

下段のほうになります。財源といたしまして、5款1項1目の前年度繰越金1億802万1,000円を補正計上させていただいております。

続きまして、議案第87号「令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書32ページ、33ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ12万4,000円を追加し、予算総額を12億6,619万6,000円にお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、補正予算書36ページ、37ページをお開きください。

下段の歳出予算、2款1項3目、細目001償還金12万4,000円についてご説明いたします。

23節償還金でございますが、軽減措置に伴うシステム改修につきまして国から高齢者医療制度円滑運営事業費補助金としまして198万1,000円の補助金が交付されておりましたけれども、精算が完了いたしまして超過交付が判明いたしましたので、国に返還するものでございます。

財源といたしましては、上段の歳入予算、5款1項1目1節繰越金、前年度繰越金を同額計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第86号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第87号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論、採決を行います。

まず、議案第86号について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第86号「令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号) について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時26分〉

○委員長(小島真由美委員) 次に、議案第87号について討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第87号「令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時27分〉

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年2月17日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美